



10月のお知らせ

事業主の
みなさまへ

★ ★ ★ 令和7年度 最低賃金改定について ★ ★ ★

令和7年度の地域別最低賃金及び発効年月日が発表されました。

埼玉県は**11月1日**より、現行の1,078円から**1,141円へ変更**です。

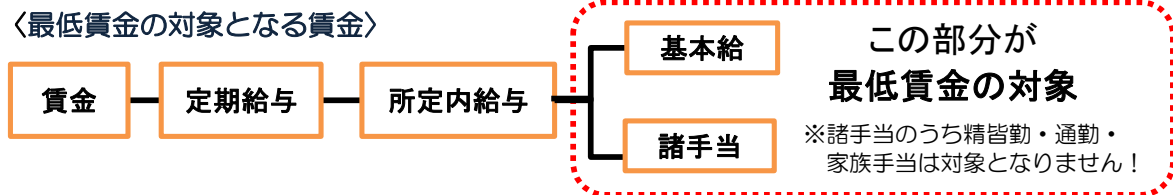
都道府県によって賃金が異なりますので、複数の県に事業所がある事業主様はご注意ください。

例) 埼玉県の事業所の月給者で平均所定労働時間が160時間の場合

1,141円 × 160時間 = **182,560円以上の金額にする必要があります！**

	現行	令和7年度	発効年月日
埼玉	1,078	1,141円	令和7年11月1日
群馬	985	1,063円	令和8年3月1日
東京	1,163	1,226円	令和7年10月3日
神奈川	1,162	1,225円	令和7年10月4日
千葉	1,076	1,140円	令和7年10月3日
茨城	1,005	1,074円	令和7年10月12日
栃木	1,004	1,068円	令和7年10月1日

〈最低賃金の対象となる賃金〉

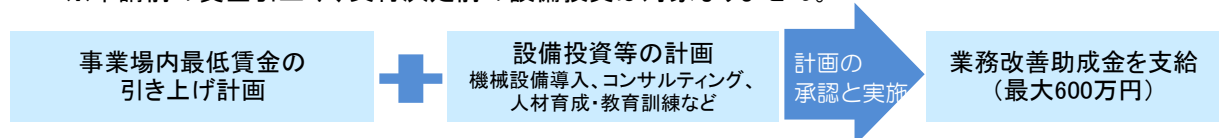


★ ★ ★ 業務改善助成金について ★ ★ ★

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部が助成されます。

中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象なりません。



★助成上限額（60円コースの場合）

※30円、45円、90円コースもあり

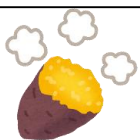
コース区分	事業場内最低賃金の 引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円

★助成率：申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金により決定

活用例

30人事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を63円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対して最大150万円が助成されます。

★10月の営業土曜日は以下のとおりです。



4日(土) 休
11日(土) 休
18日(土) 営業(労務)
25日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>

